

令和 8 年度 E T C カードの使用に関する請負契約
に係る公募要領

原子力規制委員会原子力規制庁
長官官房会計部門

公 募 要 領

1. 総則

原子力規制委員会が締結する令和８年度ＥＴＣカードの使用に関する請負契約に係る公募の実施については、この要領に定める。

2. 業務の概要

- (１) 業務名 令和８年度ＥＴＣカードの使用に関する請負契約
- (２) 契約期間 契約締結日から令和９年３月３１日

3. 応募資格

応募者は、次のすべての条件を満たす必要がある。

- (１) 予算決算及び会計令第７０条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (２) 予算決算及び会計令第７１条の規定に該当しない者であること。
- (３) 原子力規制委員会から指名停止措置が講じられている期間中の者でないこと。
- (４) 令和０７・０８・０９年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において、「Ａ」、「Ｂ」の等級又は「Ｃ」の等級に格付けされている者であること。
- (５) 下記の参加条件を満たすことを証明する書類を提出し資格確認ができた者であること。
 - ① 本契約に係る年会費を要しないこと。
 - ② 本契約に係る事務手数料（発行手数料を含む。）を要しないこと。
- (６) 別紙において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

4. 公募に関する質問の受付及び回答

- (１) 受付先
 - 〒106-8450
 - 東京都港区六本木一丁目９番９号（六本木ファーストビル１８階）
 - 原子力規制委員会原子力規制庁長官官房会計部門 坂野 真之介
 - TEL：03-5114-2103
 - メールアドレス：sakano_shinnosuke_x7n@nra.go.jp
- (２) 受付期間 令和８年２月６日（金）１２時まで
- (３) 受付方法 文書またはメールにより受け付ける。
- (４) 回答方法 文書またはメールにより行う。

5. 提出書類、提出期限等

- (１) 提出書類
 - ① 参加希望書類（別添１）
 - ② ３．（４）で示す資格審査結果通知書の写し
- (２) 提出期限等
 - ① 提出期限
 - 令和８年２月１１日（水）１２時
 - ② 参加希望書類の提出場所及び作成に関する問合せ先
 - ４．（１）に同じ
 - ③ 提出部数 １部
 - ④ 提出方法

直接持参または郵送（書留郵便等の配達記録（当日必着）が残るものに限る。）によって提出すること。

⑤ 提出に当たっての注意事項

- ア 受付時間は、平日の１０時から１７時までとする（持参の場合は１２時から１３時を除く。）。
- イ 提出期限までに到達しなかった参加希望書類は、無効とする。
- ウ 提出された参加希望書類は、その事由の如何にかかわらず、提出期限以降は再提出することはできない。
- エ 提出された参加希望書類は、返却しない。
- オ 虚偽の記載をした参加希望書類は、無効とする。また、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがある。
- カ 参加希望書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

6. 審査の実施及び契約について

- （１）提出された参加希望書類に基づき、当該参加希望書類の提出者が３．に定める応募資格を満たしているか否かについて審査する。
- （２）審査結果は、参加希望書類の提出者に令和８年３月２日（月）１７時までに通知する。
- （３）応募資格を満たしている者が複数ある場合は、抽選により契約者を決定する。
抽選の日時・場所等については別途通知する。
- （４）契約書（案）は別紙のとおりとする。

7. その他

- （１）手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- （２）契約締結日までに令和８年度の予算（暫定予算を含む。）が成立しなかった場合は、契約締結日は予算が成立した日以降とする。
また、暫定予算になった場合、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする場合がある。
なお、本公募は令和８年度予算に係るものであることから、予算の成立以前においては、契約予定者の決定となり、予算の成立等をもって契約者とする。
- （３）関連情報を入手するための照会窓口
4.（１）に同じ

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、入札書（見積書）の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報警察に提供することについて同意します。

記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

（1）契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（2）契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。

3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

令和 年 月 日

原子力規制委員会
原子力規制庁長官官房参事官 殿

所 在 地
商号又は名称
代 表 者 氏 名

令和8年度ETCカードの使用に関する請負契約に係る参加希望書類

標記の業務について、当社において実施することを希望します。
併せて、応募資格をすべて満たしていることを証明するとともに、暴力団排除に関する誓約事項に誓約します。

記

条 件	回答 (○or×)
1. 令和07・08・09年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において、「A」、「B」の等級又は「C」の等級に格付けされている者であること。（資格審査結果通知書の写しを添付すること。）	
2. 本契約に係る年会費を要しないこと。	
3. 本契約に係る事務手数料（発行手数料を含む。）を要しないこと。	

(担当者)
所属部署：
氏 名：
電 話：
E-mail：

（案）
契 約 書

支出負担行為担当官原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 名（以下「甲」という。）と、（以下「乙」という。）とは、「令和 8 年度 E T C カードの使用に関する請負契約」について、次の条項（特記事項を含む。）により契約（以下「本契約」という。）を締結する。

目 的 乙は、別添の仕様書に基づき業務を行うものとする。

契 約 金 額 年会費：無料
債 権：東日本高速道路株式会社等へ立替払を行った金額

契 約 期 間 契約締結日から令和 9 年 3 月 3 1 日までとする。

本契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上各 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 東京都港区六本木一丁目 9 番 9 号
支出負担行為担当官
原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 名

乙

(契約保証金)

第1条 甲は、本契約の保証金を免除するものとする。

(一括委任又は一括下請負の禁止等)

第2条 乙は、本契約に基づく業務の全部若しくは大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書に基づき本業務の全部若しくは大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせる場合には、委任又は請負させた業務に関する当該第三者（以下「下請負人」という。下請が数次にわたるときは全ての下請人を含む。）に本契約に基づき乙が負う義務を遵守させるとともに、委任又は請け負わせた業務に伴う下請負人の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。本項に基づく乙の責任は本契約終了後も有効に存続する。

3 乙は、第1項ただし書に基づき本業務の全部若しくは大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせる場合には、乙が本契約を遵守するために必要な事項について、下請負人と書面で約定しなければならない。また、乙は、甲から当該書面の写しの提出を求められたときは、遅滞なく、これを甲に提出しなければならない。

(監 督)

第3条 乙は、甲が定める監督職員の指示に従うとともに、その職務に協力しなければならない。

2 甲は、いつでも乙に対し本契約の履行に関し報告を求めることができ、甲が必要と認める場合には、乙の事業所等において本契約務の履行状況を調査することができる。

(完了の通知)

第4条 乙は、毎月の本業務が完了したときは、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

(検査の時期等)

第5条 甲は、前条の通知を受けた日から10日以内に本業務の成果を検査し、本契約に基づく業務が完了したことを確認したときは、その当該検査に合格したものにつき引渡し又は給付を受けるものとする。

(天災その他の不可抗力等による損害)

第6条 前条の引渡し又は給付前に、天災その他の不可抗力を含む当事者双方の責めに帰することができない事由によって損害が生じたときは、その損害は、乙の負担とする。

(対価の支払)

第7条 甲は、第5条の引渡し又は給付を受けた後、乙から適法な支払請求書を受理した日から30日（以下「約定期間」という。）以内に対価を乙に支払わなければならない。）

(遅延利息)

第8条 甲が前条の約定期間内に代金を支払わない場合には、甲は、遅延利息として約定期間満了の日の翌日から支払日までの日数に応じ、当該未払金額に対して政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を乙に支払うものとする。

(違約金)

第9条 乙が次の各号のいずれかに該当するときは、甲は、違約金として当該各号に定める額を徴収することができる。

(1) 乙が天災その他の不可抗力の原因によらないで、完了期限までに本契約に基づき納品される納

入物（以下「納入物」という。）の引渡しを終わらないとき 延引日数1日につき契約金額の1,000分の1に相当する額

(2) 乙が天災その他の不可抗力の原因によらないで、完了期限までに納入物の引渡しが終わる見込みがないと甲が認めたとき 契約金額の100分の10に相当する額

(3) 乙が正当な事由なく解約を申し出たとき 契約金額の100分の10に相当する額

(4) 甲が本契約締結後に保全を要するとして指定した情報（以下「保全情報」という。）が乙の責に帰すべき事由により甲又は乙以外の者（乙の親会社、地域統括会社等を含む。以下同じ。ただし、第13条第1項の規定により甲が個別に許可した者を除く。）に漏えいしたとき 契約金額の100分の10に相当する額

(5) 本契約の履行に関し、乙又はその使用人等に不正の行為があったとき 契約金額の100分の10に相当する額

(6) 前各号に定めるもののほか、乙が本契約の規定に違反したとき 契約金額の100分の10に相当する額

2 乙が前項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額に対する年3パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(契約の解除等)

第10条 甲は、乙が前条第1項各号のいずれかに該当するときは、催告を要せず本契約を直ちに解除することができる。この場合、甲は、乙に対して契約金額その他これまでに履行された本業務の代金及び費用を支払う義務を負わない。

2 甲は、前項の規定により本契約を解除した場合において、契約金額の全部又は一部を乙に支払っているときは、乙に対し、期限を定めてその全部又は一部の返還を請求することができる。

(契約不適合責任)

第11条 甲は、本業務完了後も、本業務の成果が種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しない（以下、「契約不適合」という。）ときは、乙に対して相当の期間を定めて催告し、本業務の成果の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完をさせることができる。

2 甲は、前項の規定により種類又は品質に関する契約不適合に関し履行の追完を請求するには、その契約不適合の事実を知った時から1年以内に乙に通知することを要する。ただし、乙が、本業務の成果を甲に引き渡した時において、その契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

3 乙が第1項の期間内に履行の追完をしないときは、甲は、乙の負担において第三者に履行の追完をさせ、又は契約不適合の程度に応じて乙に対する対価の減額を請求することができる。

4 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、甲は、第1項の催告をすることなく、直ちに乙の負担において第三者に履行の追完をさせ、又は代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 本契約の完了期限内に履行の追完がなされないことにより本契約の目的を達することができないとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、甲が第1項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(損害賠償)

第12条 第9条から第11条の規定は、甲による損害賠償の請求を妨げない。

2 甲は、前項の規定により種類又は品質に関する契約不適合を理由とする損害の賠償を請求するには、その契約不適合を知った時から1年以内に乙に通知することを要する。

(保全情報の取扱い)

第13条 乙は、保全情報を乙以外の者に提供してはならない。ただし、甲が個別に許可した場合はこの限りでない。

2 乙は、本業務を完了したとき、又は本契約が解除されたときは、甲が指示する方法により、速やかに保全情報を返却又は削除しなくてはならない。

3 乙は、保全情報が乙以外の者（ただし、第1項ただし書の規定により甲が個別に許可した者を除く。）に漏えいした疑いが生じた場合には、契約期間内であるかを問わず、直ちに甲に報告しなければならない。また、乙は、契約期間内であるかを問わず保全情報の漏えいに関する調査に協力するものとする。

(秘密の保持)

第14条 前条に定めるほか、乙は、本業務の一切について秘密を保持し、漏えい防止の責任を負うものとする。

2 乙は、本契約終了後においても前項の責任を負うものとする。

(債権譲渡の禁止)

第15条 乙は、甲の承諾を得ずに、本契約によって生じる契約上の地位又は権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して金銭債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 乙が本契約により行うこととされた全ての給付を完了する前に、前項ただし書に基づいて金銭債権の譲渡を行い、甲に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、甲は、次の各号に掲げる事項を主張する権利を留保し又は次の各号に掲げる抗弁を留保するものとする。また、乙から金銭債権を譲り受けた者（以下「譲受人」という。）が甲に対して債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知又は民法第467条若しくは債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

(1) 譲受人は、譲渡対象債権について、前項ただし書に掲げる者以外への譲渡、質権の設定又はその他債権の帰属若しくは行使を害する行為を行わないこと。

(2) 甲は、乙による債権譲渡後も、乙との協議のみにより、納地の変更、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、譲受人は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら乙と譲受人の間の協議により決定されなければならないこと。

3 第1項ただし書に基づいて乙が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、甲が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2の規定に基づき、甲が同令第1条第3号に規定するセンター支出官に対して支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

(著作権等の帰属・使用)

第16条 乙は、納入物に係る全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条の権利を含む。ただし、乙（下請人を含む）又は第三者が従前から保有していた著作物の著作権を除く。）を甲に無償で譲渡するものとし、その譲渡は、第5条の規定により甲が乙から納入物の引渡しを受けたときに行われたものとみなす。この場合において、乙は、譲渡証その他の譲渡を証する書面の作成等に協力しなければならない。

2 乙は、納入物に関して著作者人格権を行使しないことに同意する。

3 乙は、当該著作物の著作者が乙以外の者であるときは、当該著作者が著作者人格権を行使しない

ように必要な措置をとるものとする。

- 4 乙は、本契約に基づく業務を行うに当たり、特許権その他第三者の権利の対象になっているものを使用するときは、その使用に関する一切の責任を負う。

(個人情報の取扱い)

第17条 乙は、甲から預託された個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項及び第2項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）については、善良なる管理者の注意をもって取り扱わなければならない。

- 2 乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の承認を得た場合は、この限りでない。

(1) 甲から預託を受けた個人情報を第三者（第2条第2項に定める下請負人を含む。）に預託し、提供し、又はその内容を知らせること。

(2) 甲から預託を受けた個人情報について、本契約の目的の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変すること。

(3) 本契約に関して自ら収集し、又は作成した個人情報について、甲が示した利用目的（特に明示がない場合は本契約の目的）の範囲を超えて使用すること。

3 乙は、甲から預託を受けた個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

4 甲は、必要と認めるときは、乙の事業所等において、甲が預託した個人情報の管理の適切性等について調査し、乙に対し必要な指示をすることができる。乙は、甲からその調査及び指示を受けた場合には、甲に協力するとともにその指示に従わなければならない。

5 乙は、甲から預託を受けた個人情報を、本契約終了後、又はその解除後速やかに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

6 乙は、甲から預託を受けた個人情報の漏えい、滅失、毀損、不正使用その他本条に違反する事実を認識した場合には、直ちに自己の費用及び責任において被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、甲に当該事実が発生した旨、並びに被害状況、復旧等の措置及び本人（個人情報により識別されることとなる特定の個人）への対応等について、直ちに報告しなければならない。また、甲から更なる報告又は何らかの措置・対応の指示を受けた場合には、乙は当該指示に従うものとする。

7 本条の規定は、本契約又は本業務に関連して乙が甲から預託され、又は自ら取得した個人情報について、本業務を完了し、又は解除その他の理由により本契約が終了した後であっても、なおその効力を有する。

(資料等の管理)

第18条 乙は、甲から借り受けた資料等については、充分な注意を払い、紛失又は滅失しないよう万全の措置をとらなければならない。

(契約等の公表)

第19条 乙は、本契約の名称、概要及び契約金額並びに乙の商号又は名称及び住所等を甲が公表することに同意する。

(契約書の解釈、変更)

第20条 本契約に関する一切の事項については、甲、乙協議の上、書面の合意により、変更することができる。

- 2 本契約の規定について解釈上疑義を生じた場合、又は本契約に定めのない事項については、甲、乙協議の上決定する。

(紛争の解決方法)

第 2 1 条 甲及び乙は、本契約から生じる又は本契約に関連して生じる一切の紛争について、甲の所在地を管轄する地方裁判所を、第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

特記事項

【特記事項 1】

（談合等の不正行為による契約の解除）

第1条 甲は、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

（1）本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為を行ったことにより、次のイからハまでのいずれかに該当することとなったとき

イ 独占禁止法第61条第1項に規定する排除措置命令が確定したとき

ロ 独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金納付命令が確定したとき

ハ 独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の課徴金納付命令を命じない旨の通知があったとき

（2）本契約に関し、乙の独占禁止法第89条第1項又は第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき

（3）本契約に関し、乙（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条に規定する刑が確定したとき

（談合等の不正行為に係る通知文書の写しの提出）

第2条 乙は、前条第1号イからハまでのいずれかに該当することとなったときは、速やかに、次の各号の文書のいずれかの写しを甲に提出しなければならない。

（1）独占禁止法第61条第1項の排除措置命令書

（2）独占禁止法第62条第1項の課徴金納付命令書

（3）独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の課徴金納付命令を命じない旨の通知文書

（談合等の不正行為による損害の賠償）

第3条 乙が、本契約に関し、第1条の各号のいずれかに該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

2 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。

3 第1項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

4 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。

5 乙が、第1項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当

該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

【特記事項2】

（暴力団関与の属性要件に基づく契約解除）

第4条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- （1）法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- （2）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- （3）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- （4）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（下請負契約等に関する契約解除）

第5条 乙は、本契約に関する下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再委任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）並びに自己、下請負人又は再委任者が当該契約に関連して第三者と何らかの個別契約を締結する場合の当該第三者をいう。以下同じ。）が解除対象者（前条に規定する要件に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し解除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（損害賠償）

第6条 甲は、第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

- 3 乙が、本契約に関し、前項の規定に該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 4 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 5 第2項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
- 6 第3項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
- 7 乙が、第3項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（不当介入に関する通報・報告）

第7条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

※ 以下、仕様書を添付

令和8年度ETCカードの使用に関する請負契約 仕様書

1. 件 名

令和8年度ETCカードの使用に関する請負契約

2. 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日

3. 業務の内容

原子力規制委員会原子力規制庁（以下「規制庁」という。）をETCカード（以下「カード」という。）の法人会員として入会させ、カードを発行し、規制庁に貸与し、使用させる（以下「業務」という。）ものとする。

なお、本仕様書に定める事項の他は、請負者の定めるETCコーポレートカード（法人一括決済型）会員規約の定めに従うものとする。

貸与を受けたカードについては、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下「東日本高速道路株式会社等」という。）の指定する道路において使用できるものとする。

規制庁は、カードの使用により生じた東日本高速道路株式会社等の規制庁に対する債権について、請負者が規制庁に代わって東日本高速道路株式会社等に立替払することを委託し、規制庁はカードの使用により生じた請負者の債権を支払うものとする。

4. 法人会員

原子力規制委員会原子力規制庁

5. 利用台数

80台（増減の可能性あり）

6. 年会費及び発行手数料（再発行を含む。）

無料とする。

7. カードの発行に係る条件

令和8年4月1日から原子力規制庁本庁及び地方事務所においてカードを利用して有料道路を通行できるよう発行できること。（地方事務所において使用するカードについても原子力規制庁本庁に納入すること。）

8. カードの所有権

カードの所有権は請負者に属し、規制庁はそれを善良なる管理者の注意義務をもって使用・管理するものとする。

9. 請求方法

- (1) カード使用后、東日本高速道路株式会社等からの売上票が届き次第速やかに請求に係る事務を処理し、E T C使用月（1日から当該月の末日まで）で締め、翌月請求で対応すること。
- (2) 令和9年3月分（3月1日～31日使用分）については、翌月20日までに請求を行うこと。

10. 留意事項

- (1) 他の業者へ再委託しないこと。
- (2) カードの発行（入会）、再発行、退会等の手続きに要する手数料は支払わない。
- (3) 業務上の都合により定められた事項を変更する必要がある場合、協議の上柔軟に対応すること。